

岡山市歯科保健基本計画（素案）のご意見（パブリックコメント）募集の結果について

1 意見（パブリックコメント）募集の概要

(1) 募集期間

平成25年11月28日（木）から平成25年12月27日（金）まで

(2) 周知方法

- ・市ホームページで公開
- ・実施課及び関係課で閲覧（保健管理課、保健所健康づくり課、高齢者福祉課、情報公開室、教育委員会保健体育課、各区役所（総務・地域振興課）、各区役所支所、各地域センター、各保健センター、各公民館）

(3) 意見等の提出方法

- ・市ホームページの入力フォームからの送信
- ・電子メール、ファクシミリ、送付又は直接持参

2 意見等の結果

(1) 意見等の提出状況

- ・市ホームページ (4件)
- ・電子メール (1件)
- ・ファクシミリ (2件)

(2) 意見等の概要

項 目	件 数
1 フッ素洗口に関する事	6件
2 ライフステージ別の取組に関する事	1件
合 計	7件

(3) 意見等の内容と本市の考え方

1 フッ素洗口に関すること（6件）	
ご意見の概要	本市の考え方
<p>乳幼児期や学齢期における学校等での集団フッ素洗口は、安全面において不安があります。集団フッ素洗口ではなく、個人で希望者にフッ化物の利用をするべきだと思います。</p>	<p>フッ素洗口は、むし歯を予防することに有効です。学校で実施することにより、すべての子どもにその機会を提供することができ、健全な歯の育成につながるものと考えております。</p> <p>ただし、実施に当たっては、保護者及び学校の理解と協力が得られることが前提であり、かつ厚生労働省の「フッ化物洗口ガイドライン」を参考にして、適切に行っていく必要があると考えております。</p> <p>また、歯みがき指導などの保健指導についても、引き続き取り組んでいきたいと考えております。</p>
<p>学校でのフッ素洗口の実施には、反対です。フッ素の危険性がゼロと断定されていない現時点では、学校でのフッ素洗口は不可能だと思います。</p>	
<p>学校での集団フッ素洗口には反対します。学校は教育を行う場であり、集団の保健指導・個別の保健指導に力を入れるべきだと考えます。</p>	
<p>学校教育は、薬にたよる予防法を指導実施する場ではないと思います。歯みがきや食べ物など、薬にたよらず自分でできる予防法を学び実践できる子どもを育てる場だと考えます。フッ素洗口を推進されるのであれば、学校ではなく保健所・医療機関が中心になってやられるべきものだと考えます。</p>	
<p>学校という教育の場で、一斉に大切な教育の時間、子どもと向き合う貴重な時間を割いて、フッ素洗口を実施しようとするの意味が理解できません。いまは、一斉に何かをする時代ではなく、個々のニーズに合わせた施策こそ求められる時代になっていると思います。</p>	
<p>集団フッ素洗口を行うのは止めて下さい。取り組みの項にある、「保育所、幼稚園における集団フッ素洗口の推進」などの記述は強制・押しつけ以外の何ものでもありません。</p>	

2 ライフステージ別の取組に関すること（1件）

ご意見の概要	本市の考え方
<p>1. 乳幼児期</p> <p>咬合異常については全国平均12.29%（平成25年7月31日中央社会保険医療協議会総会資料）に対し、岡山市では不正咬合が28.9%（素案P10）と大きく上回る現状にある。咬合異常は様々な歯科疾患を誘発することから、早期に適切な処置であり、乳幼児期の「目標項目」に「3歳児で不正咬合がない児の割合の増加」を加えるとともに「目標値」を明記すべきではないか。</p> <p>う蝕の増加抑制、咬合異常に対する適切な処置、虐待事案の早期発見のためにも、1歳6か月と3歳児歯科健診の間に2歳児歯科健診を実施すべきではないか。</p> <p>さらに、う蝕予防に有効とされている3歳児のフッ素塗布や洗口を実施する幼稚園や保育園の目標値も明確にすべき。</p> <p>2. 成人期・妊娠期</p> <p>就業者の歯科保健等の機会を確保するためには当該事業所の協力が不可欠であること、及び保険者においても健康保険法150条の規定に基づき、各保険者の取組を促すための施策が必要ではないか。</p> <p>また、国民の8割が罹患していると言われている歯周疾患検診の受診率が極めて低く、実施についての十分な周知や受診勧奨の工夫などとともに、利便性の向上が必要である。その点、「素案」で示された「取組」からは、受診率の向上につながる具体策が見えてこない。</p>	<p>1. 乳幼児期</p> <p>「3歳児で不正咬合がない児の割合の増加」につきましては、先に策定しました「健康市民おかやま21（第2次）」において既に目標項目としております。</p> <p>本計画では、乳幼児期からの取組の評価も含め、「中学生で歯列・咬合・顎関節に異常のない者の割合の増加」について挙げております。</p> <p>また、2歳児歯科検診につきましては、満1歳から小学校就学前の幼児を対象にした「子どもの歯の相談」を実施しておりますので、ご利用いただきたいと思えます。内容は、歯科検診、歯科指導及びフッ素塗布（希望者対象、有料）で、回数の制限なく自由に受診していただけます。</p> <p>なお、3歳児で定期的にフッ素塗布を受けている幼児の割合は70%を目指しております。</p> <p>フッ素洗口を実施する幼稚園や保育園についての目標値は、「健康市民おかやま21（第2次）」及び本計画において「増加」として挙げております。</p> <p>2. 成人期・妊娠期</p> <p>就業者に対する歯科保健の推進や職場検診等の機会確保には、事業主の理解や協力が必要であることは認識し、計画の中でも「事業主の役割」として示しております。施策については、関係団体等と今後検討していきます。</p> <p>歯周疾患検診の受診率の向上のためにはどのような対策が有効か、歯と口腔の健康づくり推進協議会委員や歯科医療従事者の皆さんのご意見も参考にしながら、検討を進めます。</p>

<p>3. 高齢期</p> <p>健康な高齢者でも加齢により口腔乾燥や摂食・嚥下機能の低下が起こり「口から食べる」ことが困難になる場合がある。口から食べることが困難になれば必要なカロリーの摂取不足となり全身的な疾患の誘発要因となる。「健康長寿」実現のためにも高齢期における嚥下・咀嚼をはじめとした口腔機能の維持は重要であり、専門的な指導を行う機能を備えた「サポートセンター」のようなものが必要ではないか。</p> <p>同じく歯科訪問診療を推進するためにも、県が設置している「歯科往診サポートセンター」のような受付・相談窓口が必要ではないか。</p> <p>4. その他</p> <p>歯と口腔の健康づくりのためには、歯科医療関係者の果たす役割が極めて重要になるが、「託児や子どもを遊ばせるスペースのある歯科医療機関の普及」「バリアフリーの歯科医療機関の増加」など、ハード面の整備をすすめるためには何らかの公的助成制度も必要と思われる。</p>	<p>3. 高齢期</p> <p>加齢による口腔機能低下の防止や介護予防への取組として、これまでも保健所や各保健センターにおいて健口体操の普及等に取り組むとともに、ふれあい公社の介護予防センターが介護予防事業として普及啓発活動や訪問による口腔衛生指導、健口教室等で口腔機能向上プログラムを実施しております。</p> <p>今後も、介護予防センターの歯科衛生士と連携しながら、必要な取組について検討していきます。</p> <p>また、「歯科往診サポートセンター」については、岡山県歯科医師会において県内全域で実施しております。</p> <p>4. その他</p> <p>市内の歯科医療機関においては、平成25年10月現在で、230件のバリアフリー化が実施されており、今後もその状況を注視していきたいと考えております。</p>
--	---

■ 具体施策に関する対応

貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。

お寄せいただいたご意見は、岡山市歯科保健基本計画の策定において参考にし、市民の生涯にわたる健康の増進の実現に向け取り組んでまいります。